

令和8年7月21日付け公告の内容

この度、北海道富良野市及び空知郡南富良野町の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする富良野南富土地改良事業（区画整理）を国営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者であって、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により令和8年8月3日までに関係市町の農業委員会に申し出られたい。

記

- 1 国営富良野南富土地改良事業計画概要書（区画整理）
- 2 国営富良野南富土地改良事業（区画整理）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

(別紙)

市町村名	字名	地域 及び現況地目	備考
富良野市	字山部 字東山 山部北町 字なし	一部の田 一部の畑 一部の雑種地	
南富良野町	字下金山	一部の田 一部の畑	